

Introduction

みなさん、こんにちは、ハピです。みなさんの資産形成を考える上で必要となる金融・経済用語を基礎からご紹介します。妹のハナと一緒にゆっくり勉強していきましょう！



ハピ

世界初の犬のファンド・マネジャー、「ワンド・マネジャー」として働く金融のエキスパート。すべてのお客様にハッピーをお届けするため、世界中を駆け回ります！



ハナ

お金や経済のことはサッパリわからないけど、兄のハピにはめっぽう強気。つみたてNISAが始まったことを知って、「自分もチャレンジした」とやる気MAXです！



NISA あれこれ Part6

NISA口座を持つ上で大事なことは、制度を理解した上で、自分の投資目的やスタイルにあった商品や金融機関のサービスを選ぶことなのね。



そうだよ。ハナちゃんがお兄ちゃんの話をちゃんと聞いてくれてて、うれしいなあ～。

でもね、NISA口座での投資は良いことばかりって訳じゃないよね。その反対のことも、きちんと確認したいな。



詳しく解説するワ～ン！

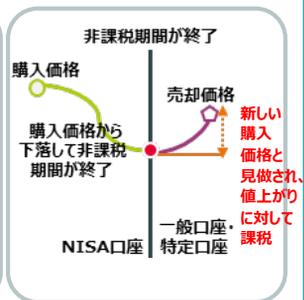
NISA口座～メリット？デメリット？

1 メリットはなに？

- 一番のメリットは、前に説明したとおり、NISA口座で保有する金融商品等の配当金や値上がり益（譲渡益）が非課税対象になることだよ。例えば、50万円で購入した株式を70万円で売却すれば、通常取り扱い（特定口座・一般口座）ならば値上がり益20万円の20.315%の40,630円を納税することになるけれど、NISA口座なら非課税だ。

2 反対に、デメリットはあるの？

- NISA口座は一人に一口座。ただし、口座を開設する金融機関は1年単位で変更可能。
- 新規の投資が対象。すでに一般口座等で保有している株式や投資信託等をNISA口座に移管できない。
- NISA口座で損失が生じて、それは「なかった」とされるので、他の口座で生じた利益等との損益通算はできない。また、NISA口座の損失は繰越控除*の対象とはならない。
*その年の損失を控除しきれないとき、翌年以降にその損失を繰り越して翌年以降の利益から控除できる制度。最長3年間の繰り越しが可能。ただし繰越控除の適用を受けるためには確定申告をする必要あり。
- NISA口座で保有する資産が値下がりし、その後、他の口座に移して値上りした場合、当初の購入価格から見て損失が出ている状況でも課税対象となる。



デメリットなんて言うとなんだか聞こえが悪いけれど、制度を活用するには色々決まりごとがあるので、注意が必要だというふうに考えてみてね。

ご注意：上記は作成日時時点の情報を基に作成しています。今後法律の改正等により手続きやその内容等が変更となる場合があります。



ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.85%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.068%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

«ご注意»

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会